

自然環境保全に関わる法令等による区域指定について

1 鳥獣保護管理法に基づく鳥獣保護区指定

鳥獣保護管理法に基づき鳥獣（哺乳類及び鳥類）の保護を図るため指定している地区。
指定区域では、原則狩猟が認められない。（[図 1](#)参照）

指定区分	保護区名
森林鳥獣生息地	八丁平，比叡山，大悲山，鞍馬，ポンポン山，衣笠花園，宇多野北嵯峨，東山，嵐山，山科
身近な鳥獣生息地	京都御苑，鴨川，宝池深泥池，大枝

2 自然公園法に基づく国定公園の地域指定

自然公園法において、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的として、国定公園が定められている。無秩序な開発や利用の増大に対して、次のとおり、公園内でできる行為を地域ごとに規制している。（[図 2](#)参照）

【本市域の地種区分】

地種区分		特 徴	本市域の該当地域	本市域の該当面積
特別地域	第 1 種	現在の景観を極力保護する地域	八丁平付近	96 ha
	第 2 種	農林漁業活動との調整を図りつつ良好な風致の維持を図る地域	京都府立大学の久多演習林	120 ha
	第 3 種	通常の農林漁業活動を原則容認する地域	森林施業地等	24,412 ha
普通地域		特別地域の景観維持のための緩衝地帯	集落等	3,749 ha
計				28,377 ha

3 京都府環境を守り育てる条例に基づく地域指定

京都府環境を守り育てる条例において、自然環境が歴史的遺産と一体になって優れた歴史的風土を形成している地域を「京都府歴史的な自然環境保全地域」に、原生的な自然として各種多様な生物種を保存する学術上高い価値を持つ自然環境を「京都府自然環境保全地域」に指定し、京都府が適正な保全を行なっている。（[図 2](#)参照）

歴史的な自然環境保全地域	花背大悲山（左京区花背原地町），小塩山（西京区大原野石作町），常照皇寺（右京区京北井戸町）
自然環境保全地域	片波川源流域（右京区京北町・左京区広河原菅原町）

4 都市公園法に基づく都市公園の設置

都市公園のうち、自然環境保全等を目的とした公園は次のとおり。

総合公園	岡崎公園，梅小路公園
広域公園	宝が池公園
都市林	大原野森林公園

5 文化財保護法令に基づく天然記念物の指定

「文化財保護法」及び「京都市文化財保護条例」に基づき、学術上価値が高いものとして生物群集、生息地、特定の動物が「天然記念物」として指定されている。

＜生物群集や生息地に係るもの＞

深泥池生物群集	国指定
清滝川のゲンジボタル及びその生息地	
比叡山鳥類繁殖地	
「哲学の道」のゲンジボタル及びその生息地	市指定
岩屋山志明院の岩峰植生	

※ 固有の古木等については含んでいない。

6 日本の重要湿地500

生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的に、環境省が平成13年に選定したもの。

選定地	選定理由
八丁平湿原	湿原植生：イヌツゲ群落。カキツバタ，オオミズゴケなど貴重な種の生育地。氷河期堆積層を含む厚い堆積物で形成される。 昆虫類：ハッチョウトンボ，ヒラサナエ，ヒメサナエ，ムカシトンボ，ウラクロシジミなどの生息地。
深泥池湿原	湿原植生：ハリミズゴケやオオミズゴケからなる浮島があり，ホロムイソウ，ヌマガヤ，イヌノハナゴケ，モウセンゴケなど高層湿原の構成種が見られる。ミツガシワ群落，カキツバタ群落。ヤチスギランなどの生育地。
淀川水系	淡水貝類：宇治川はナカセコカワニナの生息地。
京都市・丹波・山城地域のナゴヤダルマガエルの生息地	爬虫両生類：ナゴヤダルマガエルの生息地。

7 重要里地里山

環境省が、さまざまな命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき自然環境の一つであると位置づけ、平成27年に「生物多様性保全上重要な里地里山（略称「重要里地里山」）」（500箇所）を選定している。

選定区分	選定理由
大原の里	比叡山の麓の扇状地性低地に形成された農地、山林が残されており、オオムラサキやミヤマアカネ、エノキ、クヌギなど里地里山に特徴的な動植物が確認されている。また、地域にはいくつも清流が流れ、良好な水辺環境が保たれていることから、多くのゲンジボタルが見られる。
大原野森林公園	かつて薪炭林として利用されていたクヌギ・コナラ二次林、尾根上のアカマツ林、斜面地のケヤキ林、沢の源頭部のオニグルミ林など、里山林の多様性が残されていることから、ニホンリスやオオムラサキ、ムラサキシキブなど里地里山に特徴的な動植物がみられる。また、暖温帯と冷温帯の移行帯的位置にあり、植物の多様性がとても高く、明るい林内ではフクジュソウやヤマブキソウなどの群生地も確認されている。

8 京都府レッドデータブック2015

野生生物種だけでなく、新たに貴重な地形・地質、地域生態系についても取りまとめられており、地域生態系では必要な対策を「要特別対策」「要保全対策」「管理維持」の3区分で示されている。

場所	選定理由	対策区分	現状及び必要な対策
向島のヨシ原	国道1号線から宇治川を渡る場所から観月橋の間の河川敷は広大なヨシ原が存在し、6～10月の間はツバメの埒が形成され、毎年25000～35000羽のツバメが終結し、近畿地方最大の埒である。 シロネ、ミコシガヤ、ノウルシ、ミゾコウジュなど17種の貴重植物を含んでおり、植物群落的に貴重な場所である。	要特別対策	近年、冠水頻度が減少して乾燥化によるヨシが衰退し、オギが増加しつつあることが問題である。
八丁平	周囲をクリ・ミズナラ林で囲まれ、全体がオオミズゴケで覆われ、ハッチョウトンボの生息など多くの生物のすみかとなっている高層湿原である。高層湿原は中部地方以南では八丁平と深泥池のみで見られる。	要保全対策	湿原全体の乾燥化が進み、アカマツや乾燥した低木林が定着しつつある。1990年代後半からシカによる水生植物の食害が激しく、集水域の森林ではシカによる草木層の食害、クリの枯損がほぼ同時に起こり、湿原内への土砂の流入が認められる。 京都市と研究者の協力により、シカの食害対策が進められているが、十分な解決に至っていない。

場所	選定理由	対策区分	現状及び必要な対策
大原野森林公園	コナラ林などの落葉広葉樹林が広がり、ヒサカキやアセビ、ヤブツバキなどなどの暖温帯植物とイヌブナやミズナラなどの冷温帯植物が入り交じり、600 種近くの豊富な植物相を構成している。 それに伴い、シカ、イノシシ、キツネ、リス、カワネズミなどの哺乳類をはじめ、コノハズク、オオルリ、カワガラスなどの鳥類も 70 種近く見つかっている。	要保全対策	近年、シカによる植生被害が著しく、防鹿柵の設置などが行われている。
鞍馬山・木船山	木船山では枕状溶岩、鞍馬山では石灰岩地域が見られ、キブネダイオウのようにその地質に特有の植物をはじめ、多くの昆虫、陸貝が見られる。	管理維持	ハイキングなどによる過利用や不要な施設の建設などに注意が必要。
深泥池	池中にはハリミズゴケやオオミズゴケからなる浮島があり、ホロムイソウやミツガシワの寒冷植物、ヌマガヤ・イヌノハナゴケ・モウセンゴケなど高層湿原の構成種が見られる。特に北方経のホロムイソウ・アカヤバネゴケ・ミズグモ・ハナダカマガリモンヒメハナアブなどはウルム氷期からの生き残り種として学術的に重要である。	要保全対策	池の水質は酸性で貧栄養の状態が維持されてきたが、近年富栄養化で水質悪化が進行している。またススキの繁茂やブラックバス・ブルーギルなど外来種の魚の侵入も生態系に悪影響を与えている。

9 世界遺産

世界遺産「古都京都の文化財」は、①平安時代から江戸時代まで日本の首都が置かれた京都の文化は、日本の建築、造園、都市計画などの発展に大きな影響を与えてきたこと、②建造物群は各時代の建築様式や庭園様式の代表例であり、自然環境と融合した景観は日本独自の精神性や文化を表していることなどが評価され、1994年に世界文化遺産に登録された。構成資産は京都府京都市、宇治市、滋賀県大津市に点在する次の 17 資産。

京都市内の 14 の構成資産	賀茂別雷神社(上賀茂神社)、賀茂御祖神社(下鴨神社)、教王護国寺(東寺)、清水寺、醍醐寺、仁和寺、高山寺、西芳寺(苔寺)、鹿苑寺(金閣寺)、慈照寺(銀閣寺)、天龍寺、龍安寺、本願寺(西本願寺)、二条城
-------------------	--

10 都市計画法に基づく区域指定

都市計画法において、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を「都市計画区域」として定めている。

市街化区域	都市計画区域の中で、市街化されている地域もしくは市街化を図るべき地域
市街化調整区域	都市計画区域の中で、市街化を抑制するための地域。 原則、新規建設などの開発は許可されない。
都市計画区域外	都市計画区域でない地域。 都市計画法の規制はかからず新規建設等の開発は可能。

11 京都市自然風景保全条例に基づく保全地区指定

本市の市街地からその背景として眺望される緑豊かな山並みの自然風景を保全・継承していくため、「市街化調整区域」の大半を「自然風景保全地区」に指定している。(図3参照)

12 京都市風致地区条例に基づく地区指定

都市の自然的景観を維持し、緑豊かな生活環境を形成することを目的として、「京都市風致地区条例」で定められている(図4参照)。風致地区では建物の建築や土地の形質変更について規制がかけられている。

13 古都保存法に基づく歴史的風土保存区域

古都保存法に基づき、京都の三方の山並みやその山裾等の地域で歴史的に意義が高く景観上も重要な地域を国土交通大臣が「歴史的風土保存区域」に指定している。(図5参照) 区域内で現状変更行為を行う場合は、届出もしくは許可が必要となる。

歴史的風土保存区域	醍醐，桃山，東山，山科，上高野，大原，鞍馬，岩倉，上賀茂松ヶ崎，西賀茂，御室・衣笠，高雄・愛宕，嵯峨嵐山，桂
歴史的風土特別保存区域	醍醐，修学院，瓜生山，大文字山，清水，阿弥陀ヶ峰，泉涌寺，稻荷山，山科，上高野，寂光院，三千院，岩倉，神山，上賀茂，松ヶ崎，西賀茂，金閣寺，御室・衣笠，双ヶ岡，嵯峨野，曼荼羅山，小倉山，嵐山

14 都市緑地法に基づく緑地地区指定

「都市緑地法」に基づき、都市内及び都市近郊における緑地空間を保全するための地区として「近郊緑地保全区域」及び「特別緑地保全地区」が定められている。(図6参照)

近郊緑地保全区域	京都市西京区嵐山，松尾，松室，山田，下山田，御陵，大枝大原野及び伏見区醍醐，日野の各一部
特別緑地保全地区	洛西中央，吉田山，小塩山，善峯寺

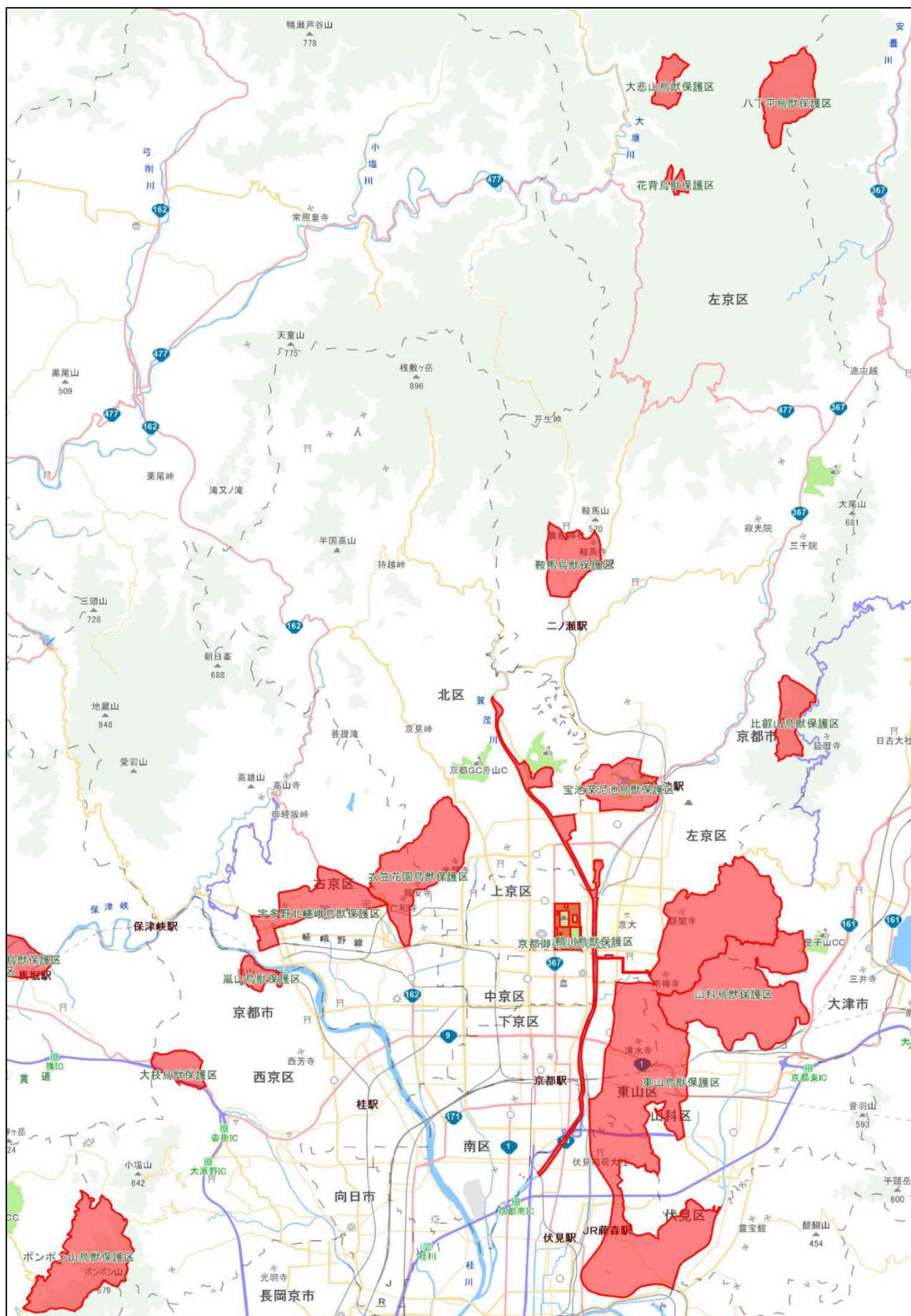


図1 鳥獣保護区

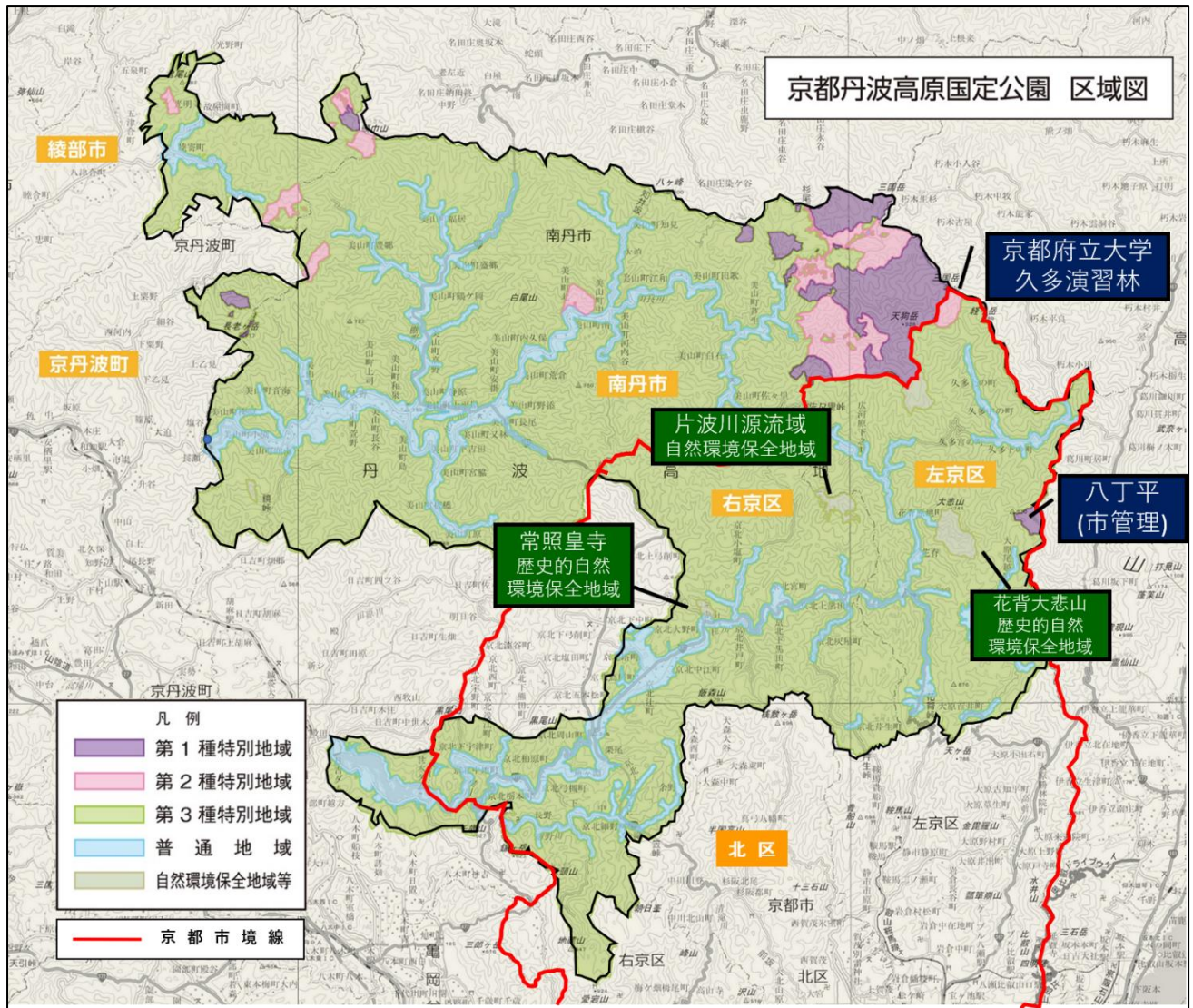


図2 京都丹波高原国定公園区域図

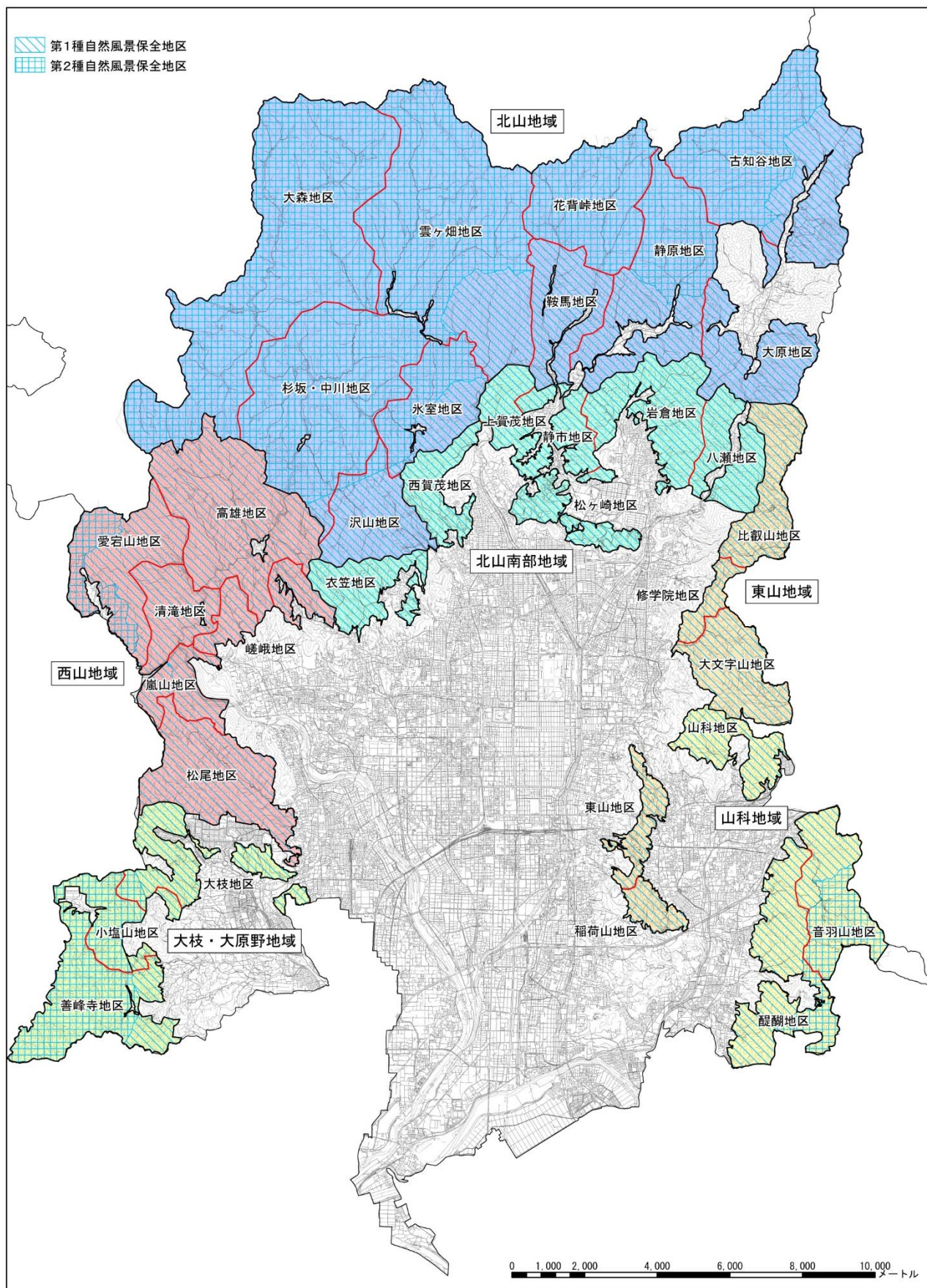


図3 風致地区概略図

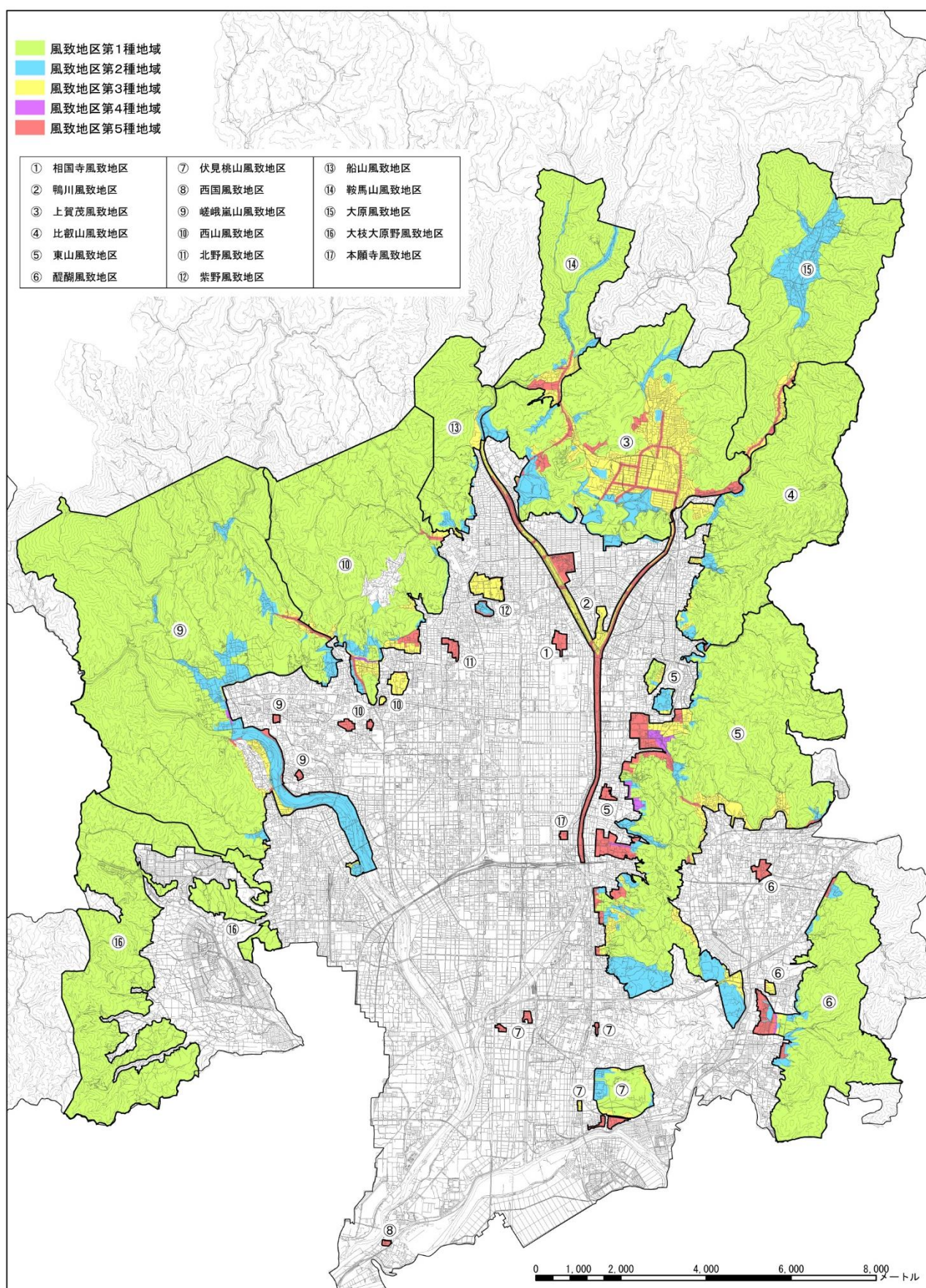


図4 風致地区概略図

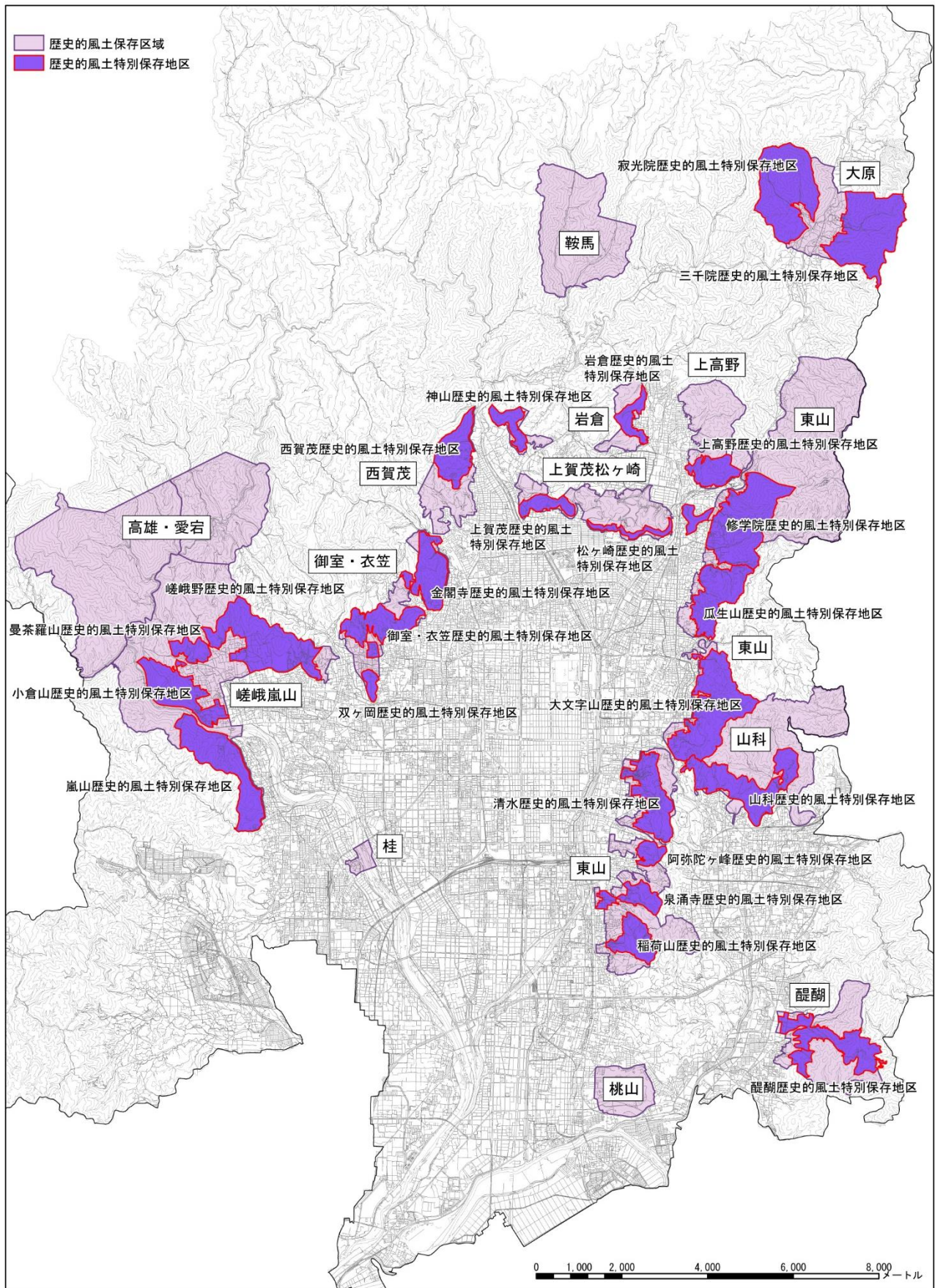


図5 歴史の風土保全地域概略図

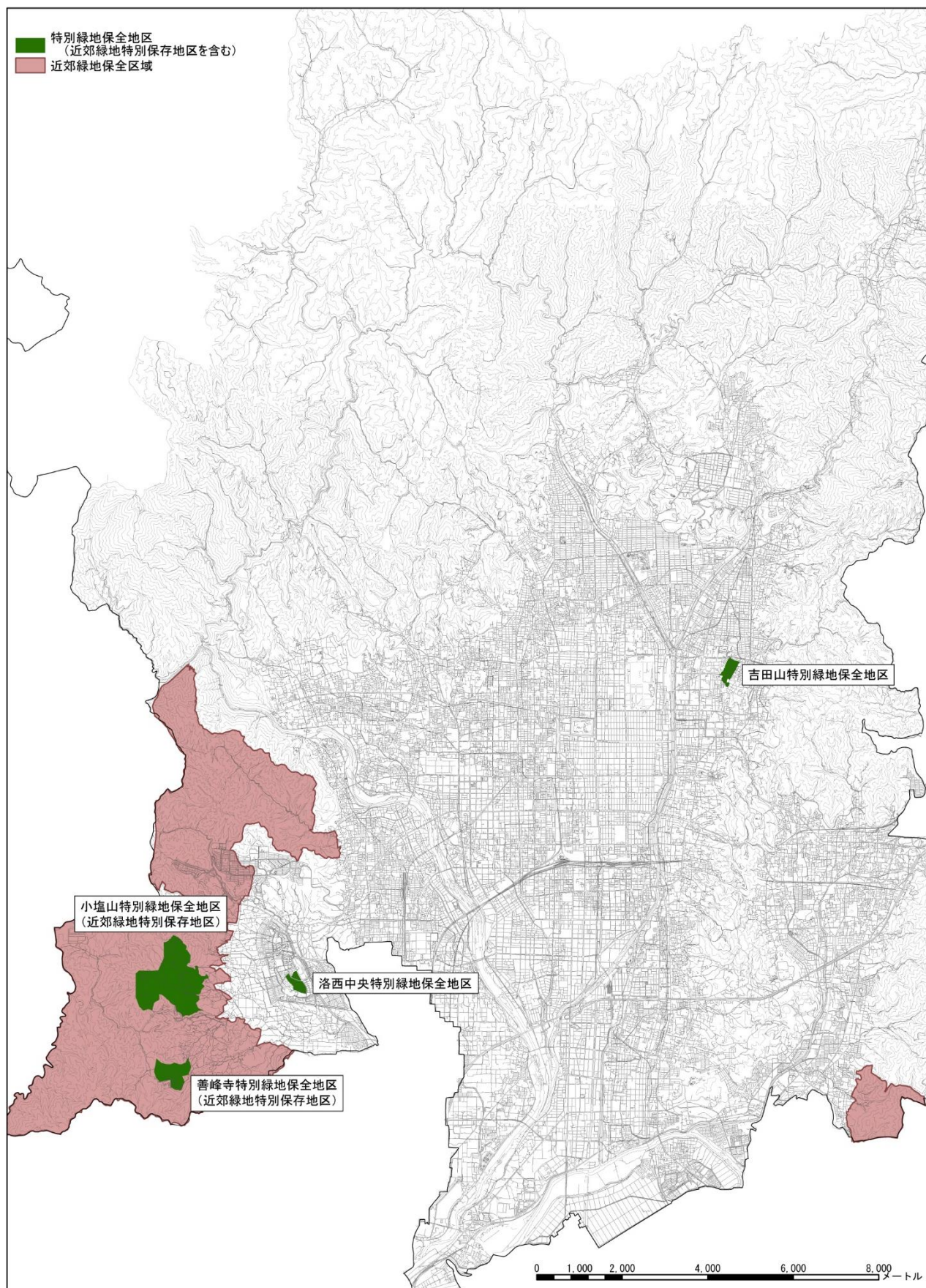


図 6 緑地保全地区概略図